

運送契約について(ヒアリング調査結果)

平成25年1月30日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課

書面契約 (ヒアリング説明用1/3)

課題

荷主と貨物運送事業者との間の取引において、業務範囲、責任、運送条件等の内容が不明確であり適正化が急務。

(いわゆる「頼んだ側」と「頼まれた側」の合意が不十分。(別添事例参照))

このパートナーシップ会議において、業務範囲等の書面(契約)の普及を図る。

継続的な取引関係に係る契約

契約書・覚書に必要な記載項目

- 目的
- 運送業務の範囲
- 契約期間
- 運賃・料金及び支払い方法
- 運賃・料金の改定
- 責任
- 遵守事項
- 機密保持
- 契約の解除
- 規定外取引 等

個々の輸送毎に事前に書面化

発注書(作業指示書)／運送引受書に必要な記載項目

- 運送日時
- 発指定日時、積み込み先、住所、連絡先
- 着指定日時、取り卸し先、住所、連絡先
- 重量、容積、数量
- 付帯作業の内容、作業日時、場所
- 運賃
- 付帯作業料金、その他料金(車両留置料、有料道路利用料)
- 支払い方法、支払い期日
- その他(使用車両、必要機材) 等

書面契約促進により期待される効果

- ①責任の明確化
- ②安全運行の確保
- ③コンプライアンスの高まり
- ④手待ち時間の解消
- ⑤契約に基づかない作業、運賃減額等の解消

トラック事業の運送契約の書面化の推進にあたり、事前に下記の調査により実態及び課題を確認する。

調査内容

- ①書面契約の義務化に対する是非、課題、要望
- ②「発注書(作業指示書)／引受書」(資料1)の記載項目についての意見 (過不足等)
- ③実際に使用している「発注書(作業指示書)／引受書」と原案との記載項目相違及びその意見
- ④実在するスポット取引類型について
例:・通常取引のない荷主等からの単発的な輸送依頼
・通常取引のある荷主等からの突然の不定期輸送依頼
- ⑤スポット取引の現状 (手法(口頭・書面)、受発注のタイミング、書面契約に至った経緯 等)
- ⑥引受書の送達のタイミング (ドライバーへの点呼前に必ず行えるようにすることで問題ないか)
- ⑦付帯作業料金と有料道路利用料について (事前の書面化に対する意見)
- ⑧車両留置料について (事前の書面化に対する課題、対応策)
- ⑨書面契約を行う上でのコスト削減策
- ⑩不測の事態(自然災害、不可抗力による事象発生)への対応方法が記載されているか
例:双方の管理職が連絡を取り合い対応決定後書面化 等

運送契約 (ヒアリング説明用3/3)

書面契約がないことによる課題

- ①口頭による運送依頼の取引慣行化により、「運賃」「支払期日」「支払方法」等基本事項が不明確になっている。
- ②契約書がないので、責任の範囲が曖昧な状況となっている。
- ③契約が書面化されても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面化されていない事例が多い。
- ④口頭契約先の荷主の仕事では、手待ち時間の発生、付帯作業の要求が多い。
- ⑤個建て方式の契約で、1個の荷物の大きさを決めてなかったため、5個の荷物を1個に束ね1個分の荷物の運賃に減額された。
- ⑥体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細な条件が明記されていないため、最低限の必要項目を網羅した契約書のひな形的なものを作成してはどうか。

書面契約の取り組みとそれによる効果

- ①一部の荷主ではきちんと付帯作業料金表が設定され、作業内容も詳細に決められている。
- ②契約外作業の要求について、契約にないため別途料金がかかることを説明したところ、理解を得て依頼主が作業を行った。
- ③一部の荷主はコンプライアンス意識が高まっており、手待ち時間や契約外付帯作業をなくしていこうという動きがあることから、新たに手待ち時間や付帯作業を見込んだ運賃の見積もりを荷主に提案し交渉が出来ている。
- ④運送契約にあたっては、依頼主に作業基準を作成してもらい、それに双方が従い作業を行っていく事により、事故が減少した。

運送契約について 北陸信越運輸局管内ヒアリング結果の概要(1/6)

調査対象事業者

- ・使用車両数10両以下 3社(受託兼委託 2社、主に委託 1社)
- ・ " 11~50両 4社(受託兼委託 2社、主に受託 2社)
- ・ " 51両以上 4社(受託兼委託 2社、主に受託 2社) 計11社

※事業実績報告書で運送実績のある事業者から、車両数別に任意に選出し、対応可能な事業者に対し実施した。

調査項目ごとの意見・要望等

1-(1). 書面契約の義務化に対する是非、課題、要望(スポット的取引以外)

【必要性】

- ・基本的には必要と考えている。(保有車両数を問わず)

【課題・要望】

- ・「契約手続の煩わしさや、実際に契約しても、実効性のない、守られない内容の契約では意味がない。」(車両数が10両以下の小規模事業者)
- ・契約書は必要としながらも、「基本契約(協定書、覚書などを含む)については、事業者同士がお互いに納得したうえで、当事者同士が締結するものであり、行政が関与すべきものではないと考える。」(車両数51両以上の事業者)
- ・運送契約の内容で、各項目が義務化となった場合、窮屈な仕事になってしまう。各項目については、各社が必要に応じて盛り込むようにすべき。(車両数問わず)

運送契約について 北陸信越運輸局管内ヒアリング結果の概要(2/6)

1-(2). 書面契約の義務化に対する是非、課題、要望(スポット的取引の場合)

【必要性】

・基本契約又は「運送依頼書等」何らかの方法で書面が必要と考えている。(保有車両数を問わず)

【課題・要望】

- ・安定した貨物量が期待できないスポット的な運送依頼については、FAXと電話の併用で行われているケースが多い。FAXの内容は「運送依頼書」、「輸送依頼書」等各運送事業者が必要に応じ、独自の書式によって取引が行われている。(保有車両数問わず)
- ・記載項目については、基本契約と同様、各社が必要に応じて盛り込むようにすべき。(保有車両を問わず)

1-(3). 書面契約の義務化の対象外とすべき取引

- ・不特定多数との取引を行っている場合。
- ・契約書と同等、又は契約書に準ずる書面による契約内容が記載された「受注書」、「発注書」、「輸送依頼書」等を使用して、運送依頼が行われている場合。

保有車両数50両以下、10両以下の事業者

運送契約について 北陸信越運輸局管内ヒアリング結果の概要(3/6)

2. 「発注書／引受書」の記載項目についての意見(過不足等)

3. 実際に使用している「発注書／引受書」と原案との記載項目相違及びその意見

・「運送日時」、「発指定日時(積込先、住所、連絡先)」、「着指定日時(取卸先、住所、連絡先)」、「重量、容積、数量」の4項目は最低必要。実際に項目に入っている。「運賃」、「支払方法」については任意とした方がよい。(保有車両数10両以下の事業者)

・「運賃」、「支払方法」は、基本契約を結んでいる取引先においては、別に定めている。(保有車両数11両以上、51両以上の事業者)

・記載項目については、基本契約と同様、各社が必要に応じて盛り込むようにすべき。(保有車両数を問わず)

4. 実在するスポット取引類型について

・通常取引のない荷主等からの単発的な輸送依頼

→ 一定の取引先からの依頼がほとんど。年間に数回はある。

・通常取引のある荷主等からの突然の不定期輸送依頼

→ 悪天候(特に冬期の積雪時など)の際など、通常取引の無い運送業者同士での輸送依頼がある。

運送契約について 北陸信越運輸局管内ヒアリング結果の概要(4/6)

5. スポット取引の現状

- ・電話により運送可能かどうか確認後、FAXにより具体的な運送の内容について、やりとりを行う。(保有車両数を問わず)
- ・受注、発注は、多くが前日または当日。(保有車両数を問わず)
- ・通常取引の無い運送業者同士での輸送依頼の場合、自社の概要(保有車両数、主な取引先・通常運送している品目、資本金など)を相手方に示し、同時に相手方の概要(自社の概要と同じ項目)を確認のうえ受注を決める。(保有車両数51両以上の事業者)

6. 引受書の送達のタイミング

- ・ドライバーへの点呼前に必ず行えるようにすることで問題ないか。
→ 通常、点呼前には運送の取引が成立しているので問題ない。

7. 付帯作業料金と有料道路使用料

付帯作業料金

【必要性】

- ・事前に取り決めがあった方が良い。(保有車両数を問わず)

【課題・要望】

- ・付帯作業については、運送行為の一貫か、又は付帯作業にあたるのか不明瞭な部分がある。当事者間の習慣にもより、同じ行為が「運送の一貫」としている場合と、「付帯作業」としている場合がある。(保有車両数50両未満の事業者)
- ・当事者間が納得して「運送行為」、「付帯作業」として区分している作業については、個別に判断すべき。(保有車両数数50両未満の事業者)

有料道路使用料金

【必要性】

- ・事前に取り決めがあった方が良い。(保有車両数問わず)

【課題・要望】

- ・運行の計画によりあらかじめ有料道路を使用する場合は、確実にその料金を請求すべきだが、様々な理由で、結果的に有料道路を使用せざるを得なかった場合など、事前に取り決めておくとは困難。(保有車両数問わず)

運送契約について 北陸信越運輸局管内ヒアリング結果の概要(6/6)

8. 車両留置料

【必要性】

・保有車両数にかかわらず、各社は基本的には必要と考えている。

※「車両留置料」が発生し問題となった事例は、今回のヒアリング調査では聴かれなかった。

【課題・要望】

・取引先相手の原因により車両留置料が発生した場合には、一応料金を請求するが、今後の取引の影響など考慮すると、強くは言えない。お互いの事情を理解することが必要。
(保有車両数を問わず)

9. 書面契約を行ううえでのコスト削減策

・業界全体が整わないとコスト削減にはつながらない。むしろ初期投資にコストがかかる。

10. 不測の事態(自然災害、不可抗力による事象発生)への対応

【必要性】

・不測の事態については、「別途協議する」こととしている契約が多数。

【課題・要望】

・事前に盛り込むことは困難。運送約款により判断することとなるが、「不測の事態」であれば、個別に協議しなければならないことではないか。(保有車両数を問わず)

サンプル 1

〇〇運輸株式会社 〇〇営業所
 〇〇市〇〇 〇丁目〇〇番地
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

配車依頼書

積込日	平成 年 月 日(曜日)
時間	時 分
積地	〇〇市〇〇 〇〇会社 〇〇営業所
車種	〇〇トン車、保冷
品名	食品
装備	※必要に応じて記入
着日	平成 年 月 日(曜日)
時間	時 分
着地	〇〇市〇〇 〇〇会社 〇〇営業所
備考	※納品先の電話番号、担当者など
会社名	〇〇運輸株式会社 〇〇営業所
車番	新潟100 あ 〇〇-〇〇
氏名	〇〇 〇〇 ※ドライバー
携帯番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

サンプル 2

平成 年 月 日

輸送依頼書

〇〇運輸株式会社 〇〇営業所
 〇〇市〇〇 〇丁目〇〇番地
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

車種	〇〇トン車
積込日時	平成 年 月 日() 時 分
荷卸日時	平成 年 月 日() 時 分
積込場所	
荷卸場所	
品名	
備考	※納品先の電話番号、担当者など

※積込時、荷卸時は、必ずヘルメット・安全靴を着用すること。

※積込完了時、荷卸完了時、また異常発生時には必ず〇〇運輸㈱まで連絡すること。 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

北陸信越運輸局としてのヒアリング結果のまとめ

・保有車両数など事業規模にかかわらず、多くの事業者は運送契約の書面化について、トラブル防止のため、基本的には「必要」との意見であったが、書面化することを義務化するにあたっては以下の点について検討が必要。

1. 運送契約について

①継続的な取引先



既に、多くの事業者は「基本契約」又は「運送依頼書」等、書面で運送業務を行っているが、義務化をすることのメリット、デメリットは何か。

②スポット的な取引先



運送依頼書等を、契約書に代えることで良いか。また、義務化をすることのメリット、デメリットは何か。

2. 契約書又は運送依頼書等の内容について

①実効性のないものでは意味がない。

②過度な負担にならないよう。

③契約内容の各項目については、お互いが納得した部分で決まる。よって、記載する項目は取引先により異なる。



記載項目は各社が必要に応じ選択できることとしてはどうか。